

事務連絡  
令和4年9月15日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用について

令和4年9月9日の「第4回物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）が創設されることとされ、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について』（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添1）が発出されました。

同事務連絡において、本交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとされており、推奨事業メニューが提示されたところです。

公衆浴場業、クリーニング業、飲食業、理容業、美容業、旅館業等の生活衛生関係事業者（※）については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない中、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受け、生活衛生関係事業者の経営状況は厳しいものと考えられます。

※ 生活衛生関係事業者は、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等

各都道府県等におかれては、すでに一部の地方公共団体で実施されている活用事例（別添2）も参考にして、生活衛生関係事業者への支援のため、本交付金を積極的にご活用いただきますようご検討をお願いいたします。

なお、本交付金の推奨事業メニューにおいて、「③消費下支え等を通じた生活者支援」、「⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」、「⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援」、「⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援」等が掲げられています。